

つちはし事務所通信

11

November 2014



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2014年11月1日

トピックス

被保険者資格の取得時の本人確認事務の変更

日本年金機構より、厚生年金保険の被保険者資格の取得の手續（協会けんぽにご加入の事業所においては健康保険の被保険者資格の取得についても同時に手續）について、平成26年10月より、本人確認事務を変更する旨が公表されています。



厚生年金保険等の被保険者資格の取得時の本人確認事務の変更

平成26年10月1日より、新たに採用した従業員について、その者の基礎年金番号を事業主が確認できない場合には、日本年金機構に提出する資格取得届に、その者の住民票上の住所の記入が必要とされました。

これは、マイナンバー制度の導入に向けた取り組みの一つで、新規に基礎年金番号を付番する際に、住民票コードを収録することとするものです。

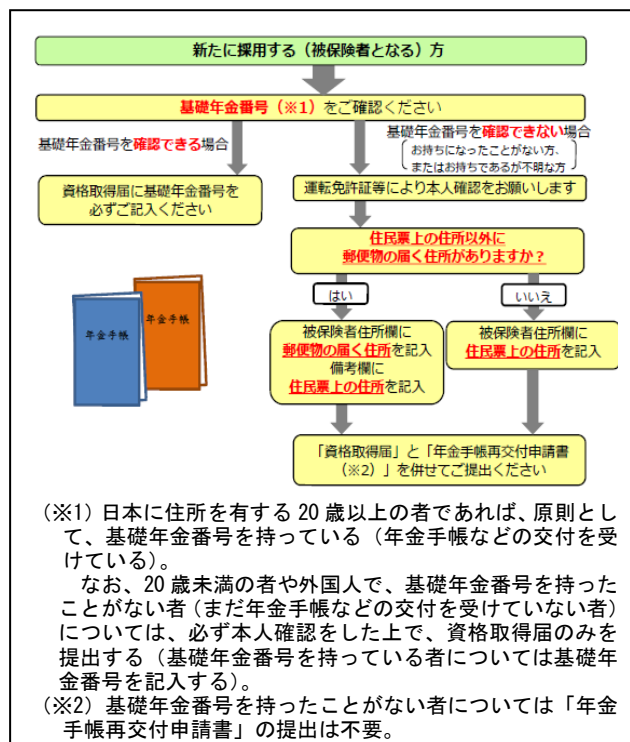
【参考】マイナンバー制度とは

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。導入のスケジュールは次のとおり。

- 平成27年10月から住民票を有するすべての方にマイナンバー（12桁）が通知される。
- 平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要となる。

〈補足〉基礎年金番号を事業主が確認できない場合は、資格取得届に記入された住民票上の住所をもとに、日本年金機構で住民基本台帳ネットワークシステムへの本人照会・確認が行われます。

なお、日本年金機構でも本人確認ができなかった場合には、資格取得届等が一旦返付されます（この場合、協会けんぽの健康保険被保険者証の交付も行われないうこととなります）。



事業主様が、採用した従業員の本人確認をする場合、その方が運転免許証を持っていない場合には、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、旅券（有効期限内のパスポート）、在留カード、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）等で本人確認をすることになります。

今後、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されることが決まっていますが、社会保険や源泉所得税に関する手続にも、変更が出てくると思われます。新たな情報があれば、またお伝えします。

速報！**マイカー通勤者の通勤手当非課税範囲が10月20日より拡大**

通勤手当のマイカー通勤者に対する非課税の範囲が10月20日から拡大されることが官報で公告されました。従業員に支払う給与については、原則、全額所得税が課税されることとなりますが、通勤手当や旅費等で、一定の条件に合致する場合には、非課税の所得として取り扱うことができます。

片道の通勤距離	1ヶ月あたりの限度額	
	改正前	改正後
2km 未満	(全額課税)	(全額課税)
2km 以上 10km 未満	4,100 円	4,200 円
10km 以上 15km 未満	6,500 円	7,100 円
15km 以上 25km 未満	11,300 円	12,900 円
25km 以上 35km 未満	16,100 円	18,700 円
35km 以上 45km 未満	20,900 円	24,400 円
45km 以上 55km 未満	24,500 円	28,000 円
55km 以上		31,600 円

変更点

- ・「自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当」の非課税金額が各区分において拡大
- ・新たに「通勤距離が片道 55 キロメートル以上」の区分が追加

経過措置

官報では、平成 26 年 4 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用されることになっていますが、10 月 19 日までにすでに給与所得の源泉徴収されたものについては従来のみであるため、遡って源泉徴収の計算はやり直さないこととなっています。



☆ 公告日時点において、国税庁のホームページではまだ情報が更新されていないようです。しかしながら、総務担当の方においては、給与計算で非課税・課税の範囲を変更するなど、早速の対応が迫られることとなります。また、賃金規程についても変更や検討が必要な場合があります。賃金規程における通勤手当の定め方は、通勤手当の支給が法律上、義務付けられているわけではないこともあり、各社様々になっています。ぜひ、この機会に賃金規程についても見直しをされてはいかがでしょうか。

詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。

あとがき◆つちはし事務所より

- ☆ まだ、あまり話題にはなっていませんが、国民一人一人に番号がつけられるマイナンバー制度は、来年 10 月には各人に番号通知が行われ、その 2 か月後からは社会保障や、税などの行政手続きですべてマイナンバーが必要となる予定です。今回お知らせした、社会保障の資格取得時の本人確認事務の変更も、このマイナンバー制度導入に向けた取り組みの一つ。これ以外にも、社会保障や労働保険の手続き自体、マイナンバー制がスタートしたらずいぶん様子が変わってくると言われています。手続きが大幅に簡素化されるという話もありますが、一方では究極の個人情報であるマイナンバーをどのように安全に保管するか、会社の総務は今まで以上に情報管理・個人情報保護に力を入れなければいけなくなりそうです。
- ☆ 個人情報保護や機密情報保護について、社内でのどのようなルールを確立すべきか、どのような規程を整備しなければならないか、これから出てくる通達等を見ながら、つちはし事務所でも随時お客様にマイナンバー制度に関する情報をお伝えしたいと思っています。
- ☆ 交通費の非課税範囲の拡大は、随分唐突に出てきた話題ですが、給与計算での課税・非課税の設定変更や賃金規程の通勤手当の定め方の改正など、早急に対応が迫られそうです。ただ、所得税に関しては年末調整での調整という手段もありますので、あわてることなく優先順位を考えて対応をご相談ください。

